

商品概要説明書

教育ローン（極度型C）

（平成 30 年 4 月 2 日現在）

商品名	教育ローン（極度型C）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○地区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。○教育施設（株式会社日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の対象校に準じるほか、中学校・小学校・幼稚園・保育園等も対象とする。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金 (例)<ul style="list-style-type: none">①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。②アパートの家賃等。
契約金額	<ul style="list-style-type: none">○10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とします。
契約期間	<ul style="list-style-type: none">○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 12 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 65 歳の誕生日以降は契約更新は行いません。○新規貸越可能期間は、対象のご子弟の卒業年度末日までとします。○約定返済期間（新規貸越可能期間終了後）は最長 7 年です。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○変動金利とします。○お借入利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月、7 月、10 月および 1 月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。○お借入利率には、年 1.35% の保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none">○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○約定返済 毎月 12 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。

	契約金額（借入極度額）	ご返済額（元金+利息）
	10万円以上 50万円以下	1万円+利息
	50万円超 100万円以下	2万円+利息
	100万円超 200万円以下	3万円+利息
	200万円超 300万円以下	4万円+利息
	300万円超 400万円以下	6万円+利息
	400万円超 500万円以下	7万円+利息
	500万円超 600万円以下	8万円+利息
	600万円超 650万円以下	9万円+利息
	650万円超 700万円以下	10万円+利息

○任意返済
毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。

担保 ○不要です。

保証人 ○当 J A が指定する保証機関（三菱 U F J ニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

手数料 ○ A T M ・ C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,400 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容
○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：047-339-1113）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県 J A バンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できません。上記当組合金融部または千葉県 J A バンク相談所にお申し出ください。

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）
東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意

	<p>向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記〇〇県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A いちかわ